

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉市美浜区浜田二丁目30番

氏名 市原清掃事業 株式会社

代表取締役 市原 秀一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の2第1項~~ 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する

千葉市長 熊谷 俊 人



許可の年月日 平成28年5月18日

許可の有効年月日 平成33年5月15日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替・保管を含む。）

(2) 取扱産業廃棄物の種類（積替・保管を含む。また「石綿含有産業廃棄物を含む」場合はその旨を記載する）

ア 汚泥（廃電池類に限る）、イ 廃プラスチック類、ウ 紙くず、エ 木くず、
オ 金属くず、カ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、キ がれき類 以上7品目

(3) 取扱産業廃棄物の種類（積替・保管を除く。また「石綿含有産業廃棄物を含む」場合はその旨を記載する）

ア 汚泥、イ 廃油、ウ 廃酸、エ 廃アルカリ、
オ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、カ 繊維くず、キ 動植物性残渣、
ク ゴムくず、
ケ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、
コ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、サ 動物の死体 以上11品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地 千葉市中央区浜野町1025番180 他
（面積及び産業廃棄物の種類については別記1のとおり）

3. 許可の条件

別記2のとおり

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和63年5月16日 新規許可

平成28年5月18日 更新許可

5. 積替え許可の有無

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 存・無

以下余白

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

別記1

- (1) 産業廃棄物の保管は(2)の場所で行うこと。
 (2) 施設の種類の、設置年月日、面積、数量及び所在地

施設の種類及び設置年月日	面積	数量	所在地
廃家電保管施設 (廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず及 び陶磁器くず) (平成15年4月3日)	保管面積 6.84m ² 保管容量 8.1m ³ 保管高さ ———— 保管上限 8.1m ³	2	千葉市中央区浜野町1025番180、1025番179
廃棄物保管施設 (廃プラスチック類) (平成15年4月3日)	保管面積 6.84m ² 保管容量 8.1m ³ 保管高さ ———— 保管上限 8.1m ³	2	
蛍光灯保管施設 (金属くず、ガラスくず・コンク リートくず及び陶磁器くず) (平成15年4月3日)	保管面積 0.255m ² 保管容量 0.2m ³ 保管高さ ———— 保管上限 0.2m ³	6	
乾電池保管施設 (汚泥(廃電池類に限る)、金属く ず) (平成15年4月3日)	保管面積 0.255m ² 保管容量 0.2m ³ 保管高さ ———— 保管上限 0.2m ³	6	
廃棄物保管施設 (紙くず) (平成15年4月3日)	保管面積 6.84m ² 保管容量 8.1m ³ 保管高さ ———— 保管上限 8.1m ³	1	
廃棄物保管施設 (木くず) (平成15年4月3日)	保管面積 6.84m ² 保管容量 8.1m ³ 保管高さ ———— 保管上限 8.1m ³	1	
廃石膏ボード保管施設 (ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず) (平成15年4月3日)	保管面積 6.84m ² 保管容量 8.1m ³ 保管高さ ———— 保管上限 8.1m ³	1	
廃棄物保管施設 (がれき類) (平成15年4月3日)	保管面積 6.84m ² 保管容量 8.1m ³ 保管高さ ———— 保管上限 8.1m ³	1	
廃棄物保管施設 (ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず) (平成15年4月3日)	保管面積 6.84m ² 保管容量 8.1m ³ 保管高さ ———— 保管上限 8.1m ³	2	
廃棄物保管施設 (金属くず) (平成15年4月3日)	保管面積 6.84m ² 保管容量 8.1m ³ 保管高さ ———— 保管上限 8.1m ³	1	

別記2

- (1) 飛散、流出及び地下浸透防止に万全を期すること。
 (2) 他の収集・運搬業者の搬入は認めないこと。また、搬出に際しても自らが行うこと。